

[No.29]

ある国の付加価値税が5%（国税分4%、地方税分1%）である。A事業者の税抜き売上げが1000、税抜き仕入れが500であるとき、A事業者が納める付加価値税額のうち、国税分はいくらか。

なお、A事業者の売上げ、仕入れは共に全て課税取引に該当するものとする。

1. 10
2. 20
3. 30
4. 40
5. 50

正答2

付加価値税は付加価値に対してかかる税です。

この場合の付加価値は $1000 - 500 = 500$ です。

これに対する国税の税金が4%ですから、

$$500 \times 0.04 = 20$$

[No.30]

ある個人の効用関数、余暇と労働供給量の関係がそれぞれ次のように与えられている。

$$u = YL$$

$$L = 24 - l$$

ここで u は効用水準、 Y は所得、 L は余暇、 l は労働供給量を表す。労働1単位あたりの賃金水準は1とする。政府が税率0.1の労働所得税を導入するとき、導入後の労働供給量は導入前の労働供給量と比べてどのようになるか。

1. 1 増加する
2. 1 減少する
3. 2 増加する
4. 2 減少する
5. 変化しない

正答 5

効用最大化の問題ですね。効用 u が最大になる l を求めればよいわけです。つまり u を l で微分して 0 とおけばいいのですね。

まず、この人の所得 Y は $Y = 1 \times 1 = 1$ ですね。

ようするところ $Y = 1$ となります。

また $L = 24 - l$ です。

これらを u に代入すると

$$u = 1(24 - l) = 24l - l^2$$

u を l で微分して 0 とおくと

$$\frac{du}{dl} = 24 - 2l = 0$$

$$l = 12$$

これが、税金をかけない場合ですね。

さて、税率 0.1 の労働所得税を課した場合はどうなるでしょうか。

この場合、働いて得た所得の 1 割が税金で持って行かれるということです。

つまり、9 割しか手元に残らなくなります。所得 Y は

$$Y = 0.9 \times 1 \times 1 = 0.9$$

ですね。

効用関数に代入して

$$u = 0.9l(24 - l) = 21.6l - 0.9l^2$$

u を l で微分して 0 とおくと

$$\frac{du}{dl} = 21.6 - 1.8l = 0$$

$$l = 12$$

よって、課税前課税後のどちらも、労働時間は 12 時間で変化しないことになります。

[No.40]

ある国のマクロ経済が次のように示されている。

$$Y = C + I + G$$

$$C = a + b(Y - T)$$

ここで Y は国民所得、 C は消費、 I は投資（定数）、 G は政府支出、 a は基礎消費（定数）、 b は限界消費性向（定数、 $0 < b < 1$ ）、 T は定額税を表す。定額税を ΔT だけ増税するとともに、この全てを財源として政府支出を ΔG だけ増加するとき、国民所得の増加分はいくらか。

1. 1
2. ΔG
3. $\frac{1}{1-b} \Delta G$
4. $\frac{1}{b} \Delta T$
5. $\frac{b}{1-b} \Delta T$

正答 2

均衡予算乗数の問題ですね。政府支出と同額だけ増税したら国民所得はどれだけ増えるかというものです。

均衡予算乗数は1です。つまり政府支出の増加分、または税金の増加分と同じだけ国民所得は増えます。

数式で書くと・・・

$$\Delta Y = \frac{1}{1-b} \Delta G + \frac{-b}{1-b} \Delta T = \Delta G \text{ または } \Delta T$$

です。

[No.32]

我が国の予算に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、有識者の意見を十分に反映させつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮することを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である。具体的には、内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本方針、予算編成の基本方針等についての調査審議等を行う。
2. 会計年度独立の原則とは、予算について、財政民主主義の立場から毎会計年度これを作成し、国会の議決を経なければならないことをいう。また予算の単年度主義とは、ある会計年度の支出は当該会計年度の収入で賄わなければならないことをいう。
3. 憲法第60条では、予算について、衆議院で参議院と異なった議決をした場合に、両議員の協議会を開いても意見が一致しないときは、衆議院の出席議員の3分の2以上の多数によって再び可決された議決が国会の議決となるとされている。
4. 憲法第73条には、内閣の事務として、予算を作成して国会に提出することが定められている。また、憲法第84条では、新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、財務大臣の許可を必要とするとされている。したがって、予算を編成し国会に提出できるのは内閣だけである。
5. 「Plan（編成）・DO（実行）・Check（評価・検証）・Action（反映）」のマネジメント・サイクルにおける「Check・Action」の機能を強化するためには、予算が実際にどのようなように使われ、どのような成果を挙げたかを評価・検証し、その後の予算編成に活用するような、財政当局による予算執行調査などの取り組みが必要であるが、我が国では2007年末現在、このような取り組みはいまだ行われていない。

正答 1

1. 正しいです。
2. 会計年度独立の原則と、予算の単年度主義の説明が逆です。会計年度独立の原則は健全財政のための原則です。
3. 再可決は不要です。この場合は衆議院の議決が国会の議決となります。
4. 第84条はこのような内容ではありません。「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件によることを必要とする。」です。
5. 予算執行調査という形で平成14年度から行われています。

[No.33]

我が国の財政事情に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 基礎的財政収支とは、「税金等（歳入額から借入をのぞいたもの）」から「一般歳出等（歳出総額から過去の借入に対する償還及び利払いを除いたもの）」を差し引いた収支のことをいう。2007年度一般会計当初予算では、基礎的財政収支は約25兆円の赤字となっている。
2. 基礎的財政収支の均衡とは、新たな借入が過去の借入の償還と利払い（＝債務償還費＋利払費）のみに充てられている状態である。したがって、過去の借入のストックである債務残高は、利払費分だけ増大することとなる。2007年度一般会計当初予算では、債務償還費と利払費との合計は約21兆円となっている。
3. 基礎的財政収支が黒字である場合、長期金利と名目GDP成長率の大小関係に関わらず、債務残高対名目GDP比は安定的に低下していくことから、我が国は2010年代初頭までに基礎的財政収支を黒字化することを目指している。
4. 部門別純貸出（＋）／純借入（－）の推移を対名目GDP比で見ると、1990年代は政府部門の投資超過を家計部門、企業部門、海外部門の貯蓄超過で支える構図であったが、2000年代は企業部門と政府部門の投資超過を家計部門と海外部門の貯蓄超過で支える構図となっている。
5. 政府部門の純貸出（＋）／純借入（－）の推移を対名目GDP比で見ると、中央政府は1990年代に累次の経済対策により投資超過になったが、2000年代には景気回復による税収増加により貯蓄超過となった。他方、社会保障基金は、少子高齢化社会の到来を控えていることもあり、1990年代以降は一貫して貯蓄超過となっている。

正答2

「日本の財政を考える」からの出題です。

1. 6.1兆円の赤字です。2008年では5.2兆円の赤字です。
2. ただしいです。
3. 長期金利>名目GDPの場合は利払費の増大のスピードが速いので基礎的財政収支が黒字であったとしても債務残高の対名目GDPは減らない場合がある。
4. 企業の貯蓄は2000年代で、マイナスにはなっておらず貯蓄超過です。
5. 2000年代にあっても依然として政府は投資超過です。

[No.34]

我が国の財政事情に関する A～D の記述のうち、妥当なもののみをすべて上げているのはどれか。

- A. 2007 年度一般会計当初予算を見ると、その歳出総額は約 83 兆円となっている。社会保障関係費、地方交付税交付金等、国債費を足しあわせた歳出額が歳出総額のうち 3 分の 2 以上を占めている。
- B. 2007 年度一般会計当初予算をみると、租税及び印紙収入による歳入額は約 53 兆円であり、その対前年度伸び率は約 17% となっている。また、公債金収入は約 25 兆円であり、このうちの約 20 兆円は特例公債によるものである。
- C. 特別会計については、一般会計と区分経理することにより、特定の事業や特定の資金の運用状況を明確にするという意義があり、一般会計と比べ透明性が高いことから、原稿の 28 特別会計を 2011 年度末までに 31 特別会計に増加させることになっている。
- D. 特別会計について、会計相互の重複計上等を除外した歳出規模（純計額）は、2007 年度当初予算では約 362 兆円となっている。純計額の内訳を見ると、地方交付税交付金等が最も多く、次いで財政融資資金への繰入れ、社会保険給付の順となっている。

- 1. A、B
- 2. A、D
- 3. B、C
- 4. B、D
- 5. C、D

正答 1

- A. 正しいです。
- B. ほとんどが特例国債だということですね。
- C. 特別会計は減らす方向です。
- D. 225 兆円程度です。一番多いのが国債の償還・利払いで次が社会保険です。

[No.35]

我が国の 2007 年度税制改正に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 経済がグローバル化する中で、我が国が企業活動の拠点としてえらばれるようにするため、減価償却制度の抜本的見直しがおこなわれた。具体的には、2007 年 4 月 1 日以降に取得する減価償却資産については、償却限度額を引き上げ、取得価格の 95%まで償却できるようにした。
2. 近年、中小企業の経営が安定化し、資金調達も円滑に行われるようになったことから、資本金又は出資金の額が 1 億円以下の会社についても、特定同族会社の留保金課税制度を適用することにした。
3. 企業組織再編税制について、会社法が施行され、2007 年 5 月より、いわゆる三角合併が禁止されたことから、上場株式の配当や譲渡益に係る税率を 10%から 5%に軽減した。
4. 納税環境の整備として、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設するとともに、電子申告を行う際における一定の第三者作成書類の添付省略等の措置を講じたほか、コンビニエンス・ストアで納税できる制度を創設した。
5. 民間による自発的な形での再チャレンジ支援を促進するため、地域において障害者雇用など再チャレンジ支援に取り組む民間企業等に対する寄付金について、税制上の優遇措置が撤廃されたほか、国に対する寄付金について、一定の限度額を超える部分の金額は損金に算入されないこととなった。

正答 4

財務省の「税制改正」からの出題ですね。

1. 償却限度額は廃止されました。
2. 逆ですね。特定同族会社（1 株主グループの持株割合等が 50%を超える会社）の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金又は出資金の額が 1 億円以下の会社）を除外します。
3. これも逆で、三角合併が可能になり、税制もそれに対応したものになります。
4. ただしいです。
5. これも逆で再チャレンジを支援する企業に税制の優遇措置が出来ました。また、寄付の控除額の限度も 40%まで上がりました。